

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第10号

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の通勤手当に関する規則（平成17年亀山市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 [略]</p> <p><u>(自動車等使用者の支給額)</u></p> <p><u>第8条の2 条例第28条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 片道4キロメートル未満</u> <u>2, 100円</u></p> <p><u>(2) 片道4キロメートル以上7キロメートル未満</u> <u>4, 200円</u></p> <p><u>(3) 片道7キロメートル以上10キロメートル未満</u> <u>5, 200円</u></p> <p><u>(4) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満</u> <u>7, 300円</u></p> <p><u>(5) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満</u> <u>1万400円</u></p>	<p>第8条 [略]</p> <p>[条を加える。]</p>

- (6) 片道20キロメートル以上
25キロメートル未満 1万3,
500円
- (7) 片道25キロメートル以上
30キロメートル未満 1万6,
600円
- (8) 片道30キロメートル以上
35キロメートル未満 1万9,
700円
- (9) 片道35キロメートル以上
40キロメートル未満 2万2,
800円
- (10) 片道40キロメートル以
上45キロメートル未満 2万
5,900円
- (11) 片道45キロメートル以
上50キロメートル未満 2万
9,100円
- (12) 片道50キロメートル以
上55キロメートル未満 3万
2,300円
- (13) 片道55キロメートル以
上60キロメートル未満 3万
5,500円
- (14) 片道60キロメートル以
上65キロメートル未満 3万
8,700円
- (15) 片道65キロメートル以
上70キロメートル未満 4万

2, 200円

(16) 片道70キロメートル以
上75キロメートル未満 4万

5, 700円

(17) 片道75キロメートル以
上80キロメートル未満 4万

9, 200円

(18) 片道80キロメートル以
上85キロメートル未満 5万

2, 700円

(19) 片道85キロメートル以
上90キロメートル未満 5万

6, 200円

(20) 片道90キロメートル以
上95キロメートル未満 5万

9, 600円

(21) 片道95キロメートル以
上100キロメートル未満 6万

3, 000円

(22) 片道100キロメートル
以上 6万6, 400円

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。